

**令和7年度 中之島クロス グローバルスタートアップ創出・拠点化推進事業委託業務に係る  
企画提案公募に関する質問への回答**

No.	質問	回答
1	<p>共同事業体（ただし代表法人ではない）に海外法人が入ることは差し支えないでしょうか。</p> <p>同様に、共同企業体に海外法人の日本支社が入ることは差し支えないでしょうか。</p> <p>このいずれのパターンであっても委託費用の支払いは代表法人から海外法人への支払いとなりますが差し支えないでしょうか。</p>	特に差し支えございません。
2	<p>共同事業体（ただし代表法人ではない）に海外法人が入る場合、【添付書類】は何を提出すればよろしいでしょうか？</p>	<p>日本において継続して取引しようとする外国会社は登記等の義務がありますので、内国法人と同様に原則として添付書類は公募要領3ページ「(2) 応募書類」に記載のとおりです。</p> <p>ただし、共同企業体に参画しようとする外国会社の役割が海外派遣プログラムにおける現地業務のみを担うのみ等、日本国内で活動する予定がなく、かつ日本国内に登記が無い事業者については、法人として登録されている国において発行される書類を提出することとし、当該書類の日本語による翻訳文を添付してください。</p>
3	<p>応募書類イ 企画提案書について、説明会時に様式自由で問題ない旨のご説明御座いましたが、「様式2+別紙（様式自由）」なのか「企画提案書（様式自由）」なのかどちらの意味でのご説明でしたでしょうか。</p>	<p>企画提案書（様式2）の提案内容の箇所について、別紙（様式自由）を使用していただいて構いません。</p> <p>その際は、様式2の該当箇所に「別紙のとおり」といった記載をするなど、その内容について別紙（様式自由）を使用していることが分かるようにしてください。</p>